

国民健康保険料賦課限度額の改定方針（案）について

【改定方針（案）】

1. 平成30年度以後の賦課限度額に関する本市条例の規定を前年度の国基準（政令）参照の形に改正する。
2. 平成30年度に限り参照する政令の規定について技術的な読み替え規定を設ける。

【改定方針（案）策定に至った経緯など】

図1：国基準額の実績及び今後の見込

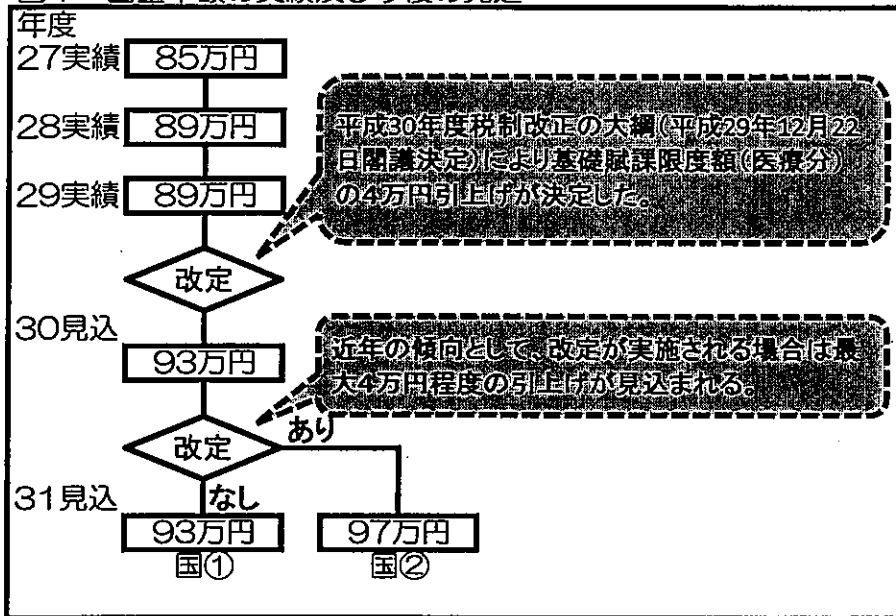
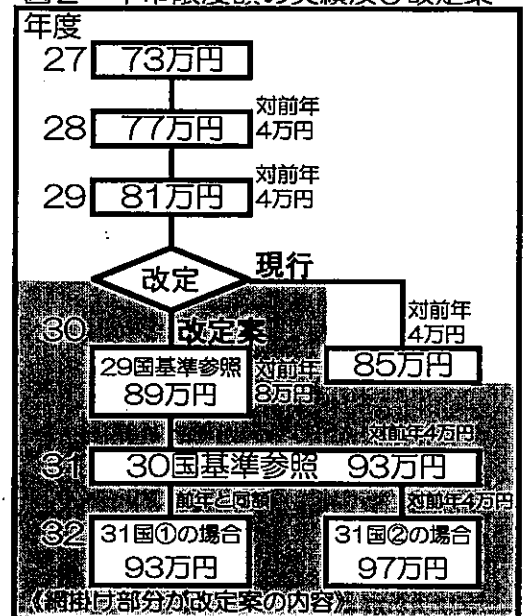


図2：本市限度額の実績及び改定案



○ 過去の経緯など

平成27年第2回定例会市議会において、所得に応じた保険料負担の公平性を保ちつつ、必要な保険料収入の確保を図ることを目的として、保険料賦課限度額を平成27年度時点の国基準85万円とすべく条例改正を行った。

ただし、その時点での国基準と本市限度額との間には12万円の乖離があったため、平成30年度の国保制度改革実施を見据えて、平成28年度から平成30年度の3箇年度にかけて毎年4万円ずつ段階的に引き上げることとした。

しかしながら、平成28年度には国基準が89万円に引き上げられ、さらに平成30年度には国基準が93万円に引き上げられるため、当初の予定どおり平成30年度の本市限度額を85万円としても、なお、同年の国基準よりも8万円低い状態であり、中低所得者の保険料負担軽減を図るためには、国基準との乖離の解消を図ることが急務となっている。

○ 改定方針（案）1.について

大阪府国民健康保険運営方針（平成29年12月1日策定）では、賦課限度額の府内統一基準は施行令（政令）で定める額とされているが、その運用については前年度の国基準とすることが追加で示された。

同運営方針を踏まえた事務の実施に努める必要があり、また、今後の国基準改正の動向如何にかかわらず早期・確実に府内統一基準への移行を実現するため、本市条例の賦課限度額に関する規定についても前年度の国基準（政令）参照の形に改正することとした。

○ 改定方針（案）2.について

賦課限度額に関する国基準の政令上の規定（位置）が平成29年度から平成30年度にかけて移動しているため、平成30年度に限り本市条例で参照する先を平成29年度に有効であった国基準の規定となるように技術的な読み替え規定が必要となる。

（例）平成29年度の国基準（医療分賦課限度額）の規定

国民健康保険法施行令第29条の7第2項第10号

平成30年度以降の国基準（医療分賦課限度額）の規定

国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号

【平成30年度保険料への影響】本市限度額85万円⇒89万円

- 所得割率△0.14%の効果（算定所得200万円の場合は、年間保険料△2,800円）
- 限度額を超過する世帯数は、約600世帯（加入世帯数見込み28,000世帯の2%）
- 総額3,200万円程度が中低所得者⇒高所得者の負担となる